

小金井市いじめ防止対策推進条例

前文

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることが出来るまちをつくるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことが出来る社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるい

じめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)

第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。

4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。

5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。

7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協力要請）

第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条第2項の規定による対策委員会の委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

学校運営協議会委員	日額	1,500円	を
-----------	----	--------	---

」

「

学校運営協議会委員		日額	1,500円	
教育委員会いじめ問題対策委員会	委員長	日額	11,000円	に改める。
	委員	日額	10,000円	
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	11,000円	
	委員	日額	10,000円	

」



小金井市いじめ防止対策推進条例

令和3年4月1日施行

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的な人権を侵害し、心身だけでなく、将来を憂す可能性もあります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにすることを旨とし、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにつくっていくかが、それは、子どもたちに関わる全ての人が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に「小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んでまいりました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるようになるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)
第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市(以下「市」という。)小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例(昭和39年条例第111号)第2条に規定する学校をいう。
4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)をいう。
6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)
第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び人身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。
4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都(以下「都」という。))、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)
第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)
第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携として、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。
2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。
3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)
第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)
第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)
第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)
第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。
2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)
第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)
第11条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察等その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
(1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
(2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)
第12条 基本方針に基づき市におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。
2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以上をもって組織する。
3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。
6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)
第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生を防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。

2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員5人以上をもって組織する。
3 調査委員会は、市の諮問に応じ、調査結果又は当該報告に基づいた法第28条調査の結果に基づいて、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行い、その結果を市長に答申する。
4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。
7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協力要請)
第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める小中学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。))に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

(委任)
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則
(施行期日)
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(以降省略)

しょうがく わんせいむ
小学 1～4年生向け

こがねいし ほうしたいさくすいしんじょうれい 小金井市いじめ防止対策推進条例 (いじめをなくすためのきまり)

～いじめをしない・みのがさない～

しょうがくせい
～小学生のみなさんへ～

いじめは人の心や体をきずつけてしまいます。みなさんはいじめからまもり、みなさんがあんしんして生活できるような小金井市にしていけるために、「小金井市いじめ防止対策推進条例(いじめをなくすためのきまり)」をつくりました。

このきまりによって、みなさんがいじめについて考え、みなさんのまわりにいる多くの大人たち(おうちのひと、学校の先生たち、小金井市のみなさん)ががんばることで、小金井市にいるすべての人たちが幸せになれるように、協力して助け合える小金井市をめざしています。

このきまりを読んでみて、友だち、おうちのひと、学校の先生たちなど多くの人たちと、いじめについて考えてみてください。

～保護者・地域のみなさまへ～

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒にお読みいただき、いじめはいけないことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

こがねいし こがねいししょうがくいらいかい
小金井市・小金井市教育委員会

こがねいし ほうしたいさくすいしんじょうれい
小金井市いじめ防止対策推進条例(いじめをなくすためのきまり)に書かれていること

なぜきまりがつくられたの？

- みなさんをいじめからまもり、みなさんがゆめときぼうをもって勉強や生活ができるようにするために、このきまりはつくられました。

いじめとは？

- いじめとは、友だちの心や体をきずつけることです。たとえば、友だちに、悪口を言う、体をたたく、ものをとる、なかまに入れたい、むしをする、などです。

きまりがめざしていることは？

- みなさんが安心して勉強などができるように、学校の中でも外でもいじめがなくなるようにします。
- いじめがなぜいけないのかということがわかるようにします。
- いじめられた人をきちんとまもります。いじめた人にはいけないことをしてしまったということをきちんと教えます。おうちの人にも協力をしてもらいます。
- 学校だけでなく、小金井市でくらす人みんなで、いじめをなくしていきます。

いじめのきんし

- みなさんは、いじめをしてはいけません。



★いじめ相談機関の紹介★

- 小金井市教育相談所**
月～土曜日 9:00～16:30 ☎ 042-384-2508 042-384-2097
小金井市ホームページから教育相談で検索、メール相談も受け付けています。
- 東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)**
24時間対応 (フリーダイヤル) ☎ 0120-53-8288
<https://e-soudan.metro.tokyo.jp>
メール相談も受け付けています。
【東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック】
- 法務省子どもの人権110番**
☎ 0120-007-110
- 小金井市教育委員会**
☎ 042-383-1111



いじめをなくし、いじめからみなさんをまもるためにおこなうこと

おうちの人

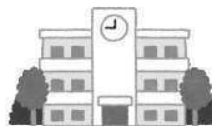
- みなさんに、いじめはいけないことだと教えます。
- みなさんの話をよく聞き、よく見まもり、みなさんがいじめられたときは、いじめから守ります。

小金井市のみなさん

- みなさんをよく見まもり、みなさんが安心してすごすことができる小金井市にできるよう協力します。
- いじめを見たときは、学校や小金井市にれんらくします。

小学生のみなさん

- みなさんは自分を大切にするとともに、まわりの人も大切にします。
- みなさんはいじめを見たら知らないふりをしないで、学校の先生やおうちの人などに相談します。



学校の先生たち

- いじめをなくすに、学校ではどうしたらよいかを考え、みなさんにいじめはいけないことだと教えます。
- みなさんの話をよく聞き、よく見まもり、みなさんがいじめられているかもしれないときは、すぐに相談のり、いじめから守ります。
- おうちの人や小金井市のみなさんと協力しながら、いじめをなくします。

小金井市

- みなさんにいじめはいけないことだとわかってもらうために、おうちの人、学校の先生たち、小金井市のみなさんに協力してもらいます。
- いろいろな人の考えを聞いて、いじめをなくすために、小金井市ではどうしたらよいかを考えます。



小金井市いじめ防止対策推進条例

令和3年4月1日施行

「いじめ」は、それを契機としたもの基本的な人権を侵害し、心身だけでなく、将来を憂す可能性もあります。そのため、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにすることを、目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかに実現していくか、それは、子どもたちに関わる全ての人が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に取り組んでまいりました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるようになるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)
第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。
4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）をいう。
6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)
第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようことを旨として行われなければならない。
2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等がいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。
4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)
第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)
第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。
2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。
3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)
第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)
第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)
第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)
第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他の防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。
2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)
第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)
第11条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察等その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
(1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
(2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)
第12条 基本方針に基づき市におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。
2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以上をもって組織する。
3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べ、必要と認めるときは、「重大事案」という。が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。
6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)
第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事案への対処又は当該重大事案と同種の事案の発生を防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。
2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員5人以上をもって組織する。
3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果に基づき、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。
4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。
7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協力要請)
第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事案が発生した場合は、その事案の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

(委任)
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則
(施行期日)
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(以降省略)

小学5・6年生、中学生向け

小金井市いじめ防止対策推進条例

～いじめをしない・見逃さない～

～児童・生徒のみなさんへ～

いじめは人の心や体を傷つけるだけでなく、いじめを受けた人の将来を壊してしまうかもしれないものです。みなさんはいじめから守り、みなさんが安心して、心豊かに、健やかに成長できるような小金井市にしていくために、「小金井市いじめ防止対策推進条例」をつくりました。

この条例によって、みなさんがいじめ問題に向き合い、みなさんの周りにいる保護者のみなさん、学校の先生たち、地域の方々など多くの大人たちがそれぞれの責任をきちんと果たすことで、小金井市にいる全ての人たちが幸せになれるように、協力して助け合える小金井市を目指しています。

この条例を読んでみて、友達、保護者のみなさん、学校の先生たちなど多くの人たちと、いじめの問題について考えてみてください。

～保護者・地域のみなさまへ～

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒にお読みいただき、いじめはいけないことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

小金井市・小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止対策推進条例ではこのように定めています

なぜ条例がつけられたの？

- みなさんをいじめから守り、みなさんが夢と希望をもって健やかに成長できるような社会をつくるために、この条例はつけられました。【前文】 【第1条 目的】

いじめとは？

- いじめとは、された人が心身の苦痛を感じるような行為のことです。インターネットを通じて行われるものも含まれます。
- この条例では、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処の対策について示しています。【第2条 定義】

条例が目指していることは？

- みなさんが安心して学習などに取り組むことができるために、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- みなさんをいじめから守り、いじめに関するみなさんの理解を深め、いじめに対して自ら適切に行動できるようになることを目指します。
- いじめを受けた人、いじめを行った人、両方に適切な対応をします。保護者の方にも協力をしてもらいます。
- 学校だけでなく、社会全体でいじめの問題を克服します。【第3条 基本理念】

いじめの禁止

- みなさんは、いじめを行ってはけません。【第4条 いじめの禁止】

小金井市が取り組むこと

- いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処がきちんと行われるよう、関係機関と協力しながら、みなさんをいじめから守ります。【第5条 市の責務】

学校や学校の教職員が取り組むこと

- 保護者や市民の方などと協力しながら、学校全体でいじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組めます。
- みなさんがいじめを受けていると思われるときは、適切に速やかに対処します。【第6条 学校の責務】

保護者が取り組むこと

- みなさんに、いじめをしてはいけないということを教えます。
- みなさんがいじめを受けたときは、いじめから守ります。
- いじめの問題について、小金井市や学校に協力します。【第7条 保護者の責務】

市民が取り組むこと

- 地域においてみなさんを見守り、みなさんが安心して過ごすことができる環境づくりを行います。
- いじめを発見したとき、いじめの疑いがあるときは、小金井市や学校に連絡します。【第8条 市民等の責務】

具体的に行うこと

- 小金井市と学校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処を行うための基本方針をつくり、対策に取り組めます。【第9条 小金井市いじめ防止基本方針】
- 【第10条 学校いじめ防止基本方針】
- さまざまな関係機関やいじめ問題の専門家が集まり、小金井市のいじめ未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処について話し合い、小金井市や学校の対策に生かします。
- 重大ないじめが起こったときは、小金井市や教育委員会が調査をします。【第11条 小金井市いじめ問題対策連絡協議会】 【第12条 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会】
- 【第13条 小金井市いじめ問題調査委員会】
- 小金井市立小・中学校以外の学校とも協力します。【第14条 協力要請】



★いじめ相談機関の紹介★

- 小金井市教育相談所
月～土曜日 9:00～16:30 ☎ 042-384-2508 042-384-2097
小金井市ホームページから[教育相談](#)で検索、メール相談も受け付けています。

- 東京都いじめ相談ホットライン（東京都教育相談センター）
24時間対応（フリーダイヤル） ☎ 0120-53-8288
<https://e-soudan.metro.tokyo.jp>
メール相談も受け付けています。
【東京都教育相談センターホームページの[メール相談](#)をクリック】

- 法務省子ども的人権110番
☎ 0120-007-110

- 小金井市教育委員会
☎ 042-383-1111



小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）第11条第3項の規定に基づき、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる機関等に所属する者その他小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める者により構成される委員20人以内をもって組織する。

- (1) 小金井市立学校
- (2) 委員会及び小金井市
- (3) 東京都小平児童相談所
- (4) 小金井警察署
- (5) 小金井市民生委員児童委員協議会
- (6) 小金井市青少年健全育成地区委員会
- (7) 小金井市立小中学校PTA連合会

2 協議会の委員は、委員会が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議

会に諮って、非公開の決定をすることができる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校教育部指導室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小金井市いじめ問題対策連絡協議会 委員

令和3年5月27日

			所属等	氏名
(1)	小金井市立学校	小学校校長会代表	小金井第三小学校長	増田 亮
		中学校校長会代表	緑中学校長	金井 誠
		小学校生活指導主任代表	小金井第一小学校生活指導主任	板澤 絢子
		小学校生活指導主任代表	小金井第四小学校生活指導主任	田村 謙次
		中学校生活指導主任代表	南中学校生活指導主任	前田 忠
(2)	委員会及び小金井市	児童青少年課長	子ども家庭部児童青少年課長	鈴木 剛
		子ども家庭支援センター長	子ども家庭部子ども家庭支援センター長	秋葉 美苗子
		指導室長	学校教育部指導室長	加藤 治紀
		スクールソーシャルワーカー代表	学校教育部指導室スクールソーシャルワーカー	金澤 由利子
		スクールソーシャルワーカー代表	学校教育部指導室スクールソーシャルワーカー	近藤 幸子
(3)	東京都小平児童相談所	児童相談所長	小平児童相談所長	平見 歩
(4)	小金井警察署	生活安全課少年第一係長	小金井警察署生活安全課少年第一係長	小山 夕貴子
(5)	小金井市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員代表	市会長	川畑 美和子
		民生委員児童委員代表	主任児童委員	小峰 優子
(6)	小金井市青少年健全育成地区委員会	健全育成地区委員代表	西部地区会長	佐藤 義明
		健全育成地区委員代表	南部地区会長	橋本 治祐
(7)	小金井市立小中学校PTA連合会	PTA連合会代表		総会前のため選定中
		PTA連合会代表		総会前のため選定中